

千代田区客引き対策の見直しに関する検討会 議事概要

1 開催概要

日時：令和8年7月9日（木曜日） 午前10時から

場所：和泉橋区民館 4階 洋室

2 出席者

(1) 委員

千代田区 地域振興部 部長 印出井 一美 （委員長）

万世橋地区町会連合会 会長 佐竹 信敬

神田公園地区連合町会 監事（会長代理） 中曽根 利光

千代田区商店街連合会 会長 河合 洋

神田駅西口商店街振興組合 理事長 森田 泰藏

秋葉原コンセプトショップ協会 副理事長 徳田 泰彦

インフィニア株式会社 代表取締役社長 深沢 孝樹

秋葉原タウンマネジメント株式会社 事業マネージャー 土方 さやか

警視庁万世橋警察署 生活安全課長 正木 裕和

警視庁神田警察署 生活安全課長 山崎 慎吾

(2) 事務局

千代田区 地域振興部 安全生活課 課長 皆川 靖

千代田区 地域振興部 安全生活課 棚網 太輝

千代田区 地域振興部 安全生活課 北村 友嗣

3 配布資料

(1) 検討会次第

(2) 検討会名簿

(3) 検討会資料

(4) 客引きに関する苦情件数

(5) 区及び委託警備会社による指導・啓発実績

(6) 先行自治体の客引き対策の状況

(7) 【参考】各自治体条例文

4 委員長挨拶

本検討会は、客引き対策に関する条例制定から約12年が経過し、社会情勢や繁華街を取り巻く環境が変化する中で、現行制度の課題や今後の対策の方向性について意見を伺うことを目的として開催するものである。千代田区では、平成26年に条例を制定し、警

察や地域団体と連携しながら客引き対策を進めてきた。当初は、地域主体の取組を区が支援するという考え方であったが、地域団体の高齢化や担い手不足が進み、従来の方法のみに頼ることには限界がある。コロナ禍を経て、人流の回復、インバウンド観光客の増加、繁華街の状況変化等により、街の様子も大きく変化している。秋葉原、神田、水道橋、飯田橋など、各地域には異なる特性があり、課題も地域ごとに異なる。他自治体の過料制度等も参考にしながら、千代田区として実効性のある対策のあり方を検討していきたい。

5 事務局説明

(1) 区内における客引きの現状

秋葉原地区：中央通り周辺ではメイド系店舗等、昭和通り周辺ではガールズバー・クラブ系店舗等に関連する客引きが見られる。佐久間町方面等でも客引きが多い状況。

神田地区：居酒屋系の客引きが多く、深夜帯にはエステ系店舗等への客引きも確認されている。複数人による声かけも見られる。

水道橋地区：東京ドーム等のイベント開催時に客引きが集中して発生する傾向があり、居酒屋やガールズバー関係が中心。

(2) 苦情件数・指導及び啓発件数の状況

客引きに関する区への苦情件数は、令和5年41件、令和6年44件、令和7年34件となっているが、苦情として顕在化しているものは氷山の一角であり、実際にはより多くの区民・来街者が迷惑を感じている可能性が高いとの認識が示された。特に秋葉原地区での苦情が多く、令和7年度の苦情件数では全体の約半数を占める状況であると説明された。

あわせて、区が実施している指導・啓発活動の実績について説明があった。区職員及び委託警備員により、秋葉原、神田、水道橋地区を中心に指導・啓発を実施している。外神田地区では、年間2,324件の指導・14,905件の啓発を実施しており、秋葉原昭和通り側では、889件の指導・2,249件の啓発、神田地区では、1,942件の指導と4,442件の啓発、水道橋地区では、771件の指導と3,165件の啓発を行っている。

しかし、飯田橋、有楽町地区等でも客引きが見られるが、現時点では重点地区として指定していないため、警備員による定期的な指導は実施していない。

(3) 現行条例の主な課題

区民・地域主体の取組を区が支援する構造であり、地域団体の負担が大きい。

指導・啓発中心であり、悪質な事業者や繰り返し違反する者への抑止力に限界がある。

過料制度がなく、違反行為に対する実効的な対応が難しい。

客引きが増加する深夜時間帯への対応が難しい。

声かけ前の状態や客待ち行為への対応に課題がある。

客引きを行う個人への指導が中心であり、店舗・事業者側の責任を問う仕組みが十分ではない。

(4) 他自治体の制度状況

渋谷区、豊島区、港区、新宿区などの他自治体の制度について、説明があった。特に渋谷区では、令和7年4月に条例改正を行い、過料制度、客待ち行為規制、立入調査権などを導入している。豊島区、港区、新宿区でも、過料制度や調査権等を設けている。多くの自治体で、指導、警告、勧告、過料といった段階的な手続きを設けている。

事務局は、現行条例の運用強化型と、渋谷区モデルを参考にした条例改正型の双方を比較しながら、今後の論点として検討する考えを示した。

6 委員からの主な意見

(地域団体による自主活動の限界)

地域団体や商店街によるパトロールは継続しているが、実際に客引きが多く発生する夜遅い時間帯に活動することは難しく、ボランティアベースでの対応には限界がある。

(悪質な客引きへの対応)

深夜帯における悪質な客引き、酔客を狙った勧誘、クレジットカード等を利用させるような事例があり、地域の注意だけでは十分な抑止力になっていない。

(過料制度導入への意見)

指導や注意だけでは不十分であり、過料制度を導入することで悪質な客引きへの抑止力が高まる可能性があるとの意見が複数あった。一方で、制度導入後の運用体制や人員体制の検討が重要である。

(店舗・事業者の責任)

客引きを行う個人だけでなく、店舗や事業者側の責任を明確にする必要がある。関与している店舗を特定し、風俗営業許可等との関係も整理する必要がある。

(秋葉原地区の状況)

コロナ禍以降、ガールズバー、コンカフェ、アイドル関連、エステ系など客引きの形態が多様化している。女性を管理・監視しているように見える男性の存在が、住民や来街者の不安につながっているとの意見があった。

(警察からの意見)

悪質な客引きについては、東京都迷惑防止条例等に基づき検挙活動を行っている。過料制度が導入されれば、悪質な客引きやプロの客引きに対する抑止力として有効に働く可能性がある。

(デジタル技術の活用)

AI カメラや監視システム等を活用し、客引きが発生しやすい場所を把握することや、モデル地区で試行的に対策を行うことも検討できる。

(街のにぎわいと両立)

客引き対策は、街を無機質にするためのものではなく、健全に営業している事業者を守り、地域の安全・安心を高めるためのものである。

7 まとめ

- ・地域団体・商店街による自主的なパトロール活動には限界がある。
- ・指導・啓発中心の現行制度では、悪質な客引きへの抑止力が不十分である。
- ・過料制度の導入について、前向きに検討すべきとの意見が多く出された。
- ・客引き行為者だけでなく、店舗・事業者の責任を明確にする必要がある。
- ・客待ち行為や深夜帯の対応など、現行制度では対応が難しい課題がある。
- ・警察、区、地域、事業者が連携した実効性のある体制づくりが必要である。
- ・デジタル技術の活用やモデル地区での試行など、新たな手法も検討の余地がある。
- ・客引き対策と街のにぎわい、健全な営業活動との両立が重要である。